

当院は保険医療機関です。健康保険法に基づく療養の給付を行っています。

当院は以下の施設基準について、近畿厚生局に届出を行っております。

1. 電子的診療情報連携体制整備加算(加算 3)
2. 一般名処方加算
3. 時間外対応体制加算(加算 1)
4. 外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)
5. 夜間早朝等加算
6. コンタクトレンズ検査料 1

明細書の発行について

当院では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進する観点から、領収書の発行の際に個別の診療報酬の算定項目がわかる明細書を無料で発行しています。明細書の発行を希望されない方は受付にてその旨をお伝えください。

また、自己負担のない方で明細書発行を希望される方についても受付でお伝えください。

ベースアップ評価料について

当院では、勤務する職員の処遇改善を実施するため、外来・在宅ベースアップ評価料を算定しています。

本加算は、医療に従事する職員の待遇改善を図り、安定的な医療体制を維持・向上させることを目的とした診療報酬上の評価料です。

一般名処方について

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みとして医薬品の供給状況等を踏まえたうえで、一般名処方(有効成分の名称による処方)を行う場合があります。

なお、令和6年10月より、医療上の必要がないにもかかわらず先発医薬品の処方を希望される場合は、選定療養費として自己負担が生じることがあります。

電子的診療情報連携体制整備加算について

当院では、電子的診療情報連携体制整備加算 3 に係る施設基準に基づき、オンライン資格確認を行う体制を有し、オンライン資格確認システムにより取得した診療情報・薬剤情報等を診察室等で閲覧・活用できる体制を整えております。

マイナ保険証の利用にご協力をお願いします。

ご不明な点がございましたらお声がけください。

大石眼科医院